

2010年8月号
No.458

発行 栃木県労働者福祉協議会
編集 共同編集委員会

ゆとりある
福祉社会を
実現しよう！

たすけあい

全労済

「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」を応援します

栃木県労働者福祉協議会

は、労働者福祉運動の一環として全労済の「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」を応援します。

保障の加入率を世帯別にみると、生命保険や車の補償は九割近くの方が加入しているのに対し、火災保険（共済）などの住宅保障は四九・二割。家財保障は三五・四割と低い傾向です。

住宅や家財の保障は組合員とご家族の「住まいと暮らし」における基本保障にもかかわらず、半数以上の方が無保障状態にあるのです。

「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」では、組合員とご家族の皆さま

が、万一の火災や地震等に対する理解や準備状況について点検いただくことで、『備える』『守る』『再建する』という三つの視点に立った対策がはかれます。

展開にあたっては、最初にアンケートを実施します。アンケートは、お答え

いただくだけで「防災・災害対応時」に関する理解や知識が得られる内容です。アンケートにお答えいただいた方には、「診断結果レポート」が届きます。「診断結果レポート」は、ご提出いただいたアンケート結果に基づいており、まさに一人ひとりにあわせた、「防災健康診断」。ご自身の防災に対する準備状況を把握していただけます。

診断レポートの結果は全労済がまとめ、「実態調査報告書」として社会に広く発信していきます。

この運動の実施によって組合員の皆さまには、災害への準備と防災について理解を深めていただくことができます。

また、労働組合としては、組合員とご家族の「住まいと暮らし」に密着した防災対策・無保障状態の解消を図る福利厚生活動として取り組みいただけます。以上のように、本運動は労働組合、組合員、全労済が一体となつて行なっていく社会的意義のある取り組みです。

また、一緒に届けたい。全労済オリジナルの「防災ハンドブック」によって防災に対する知識をより深めていただけます。さらに、生活再建策として全労済から火災共済のご提案をします。万一被害にあった際、生活を再建するために必要な保障額にそつたご案内です。

一人ひとりが災害からご自身やご家族を守り、安心して日々を送っていただくためにも、ぜひ、「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」への取り組みをお願い申し上げます。

★住宅関連保障の普及率

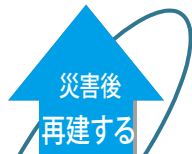
1.住宅保障 (49.2%)	※1・2は、日本損害保険協会ファクトブック2001より
2.家財保障 (35.4%)	※3は損害保険料算出機構統計集（平成20年度・地震保険）より
3.地震保障 (22.4%)	



万一の火災や自然災害の発生に際し、十分な生活・住宅の再建築を確保できているか、確認いただけます。



防災・災害発生時対策の取り組みを合わせて実施することで、総合的に組合員の皆さまの生活改善向上がはかれます。



組合員の皆さまの住宅関連保障への必要保障額の提案ならびに加入漏れを防ぐことができます。

どんな場所に住むかを決めるのはとても大事な事です。

誤った場所を選んでしまうと、自然災害に巻き込まれたり、不健康な生活を営む事になったり、場合によっては、良さをうに見えて、実はちゃんとした家が建たない敷地だという事もあります。慎重に選びたいところです。

熟練した住まいの設計者に一緒に観てもらおう事も一つの選択肢です。半日程度で三万円(消費税)、一日で五万円(消費税)くらいかかりますが、大きな買い物ですので、安心のための経費と考えれば高くはないという方が殆どです。

日本の気候から考える住まいの適所は「日当たりが良い」「風通しが良い」「水はけが良く、台風などの強風からは守られる」場所となるでしょうか。

○プラス要因

日当たり、風通し、静けさ、空気の質が良い、樹木、公園、文化施設、公共施設、駅、病院、交番、ポストや郵便局、銀行、生鮮食品店やスーパーなどが近いなど。

ただし隣の空き地はあてにならない方がよいと思えます。公園でもない限りは何か建築される可能性があります。

環境面から考えれば、公園や緑の多いところが良いのですが、都会又は都市近郊に住むという社会的条件から考えますと、病院や郵便局、区役所(又は出張所)、幼稚園(保育園)、小学校、中学校、図書館、美術館、音楽ホールなどの都市施設があるかどうかも大事な選択肢となります。又、

全部に当てはまる箇所はそうは無いと思えますが、一〇年後二〇年後を冷静に考えて、ご自分たち家族の優先順位を決めて、プラスが幾つかでも当てはまる処を選んでいただきたいと思います。

執筆：高本明生(一級建築士)

交通機関の事も確認すべきこととなります。

○マイナス要因

高圧線、池・沼・川等の湿気の多い処、谷の埋め立てや急傾斜への盛土など無理な造成をした処、飛行機の通り道、騒音の多い工場の近く、交通の激しい道路際、ゴミ処理場の煙の流れて来る方向の土地など、悪臭、騒音は避けたい事です。

中央労働金庫「住宅に関する「知っ得情報」

【第2回】住処(すみか)を定める土地の見方・選び方 「物件探しの方法、立地について」

働く人の生活相談センター下都賀支部第4回定期総会が七月二一日小山市勤労者センターにおいて代議員一七名参加のもと開催された。

開会にあたり、小関副理事長から日頃より当センターに対する各組合のご理解とご協力に感謝している旨挨拶がありました。引続き来賓のセンターとちぎ小松専務理事より激励のご挨拶を受けました。その中で下都賀地協に次いで那須及び宇河地協にセンターを設立、今後残りの地協も早期に立ち上げる旨報告された。

その後議事に入り二〇〇九年年度の活動報告として、①相談活動状況②教宣(宣伝・周知)活動③諸会議への出席④下都賀支部理事会開催等、また二〇一〇年度



活動方針として、①センターの周知・宣伝活動の強化さらに②関係諸団体との連携を密にし、より相談体制の充実を図る等が提起され代議員の満場一致で採択され終了しました。

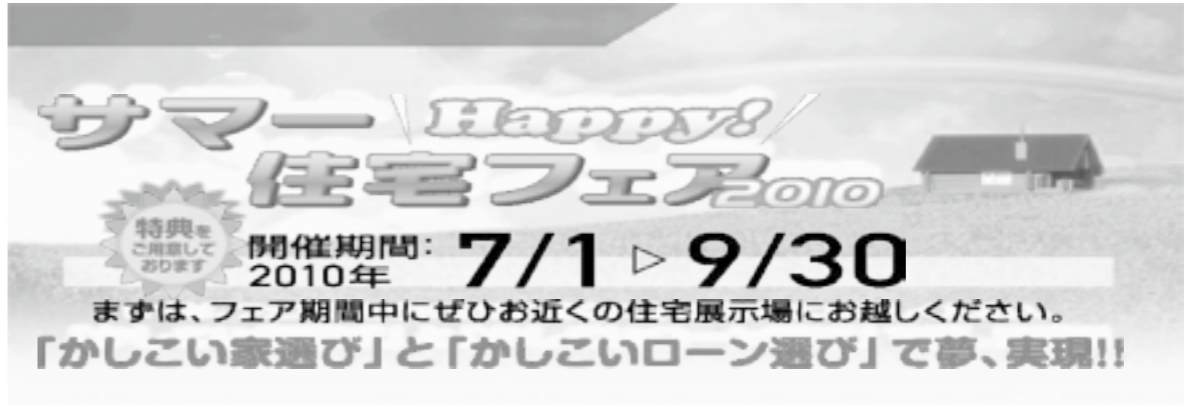
働く人の生活相談センター下都賀 第4回定期総会終わる

『ろうぎんサマー住宅フェア』開催中

『中央ろうぎん』では、マイホーム新築等をご計画のお客様に向けて、大手ハウスメーカー協賛による『ろうぎんサマー住宅フェア2010』を開催中です。

本フェア開催期間中に協賛ハウスメーカーとマイホーム新築に係る請負契約を締結し、『中央ろうぎん』の住宅ローンをご利用いただいたお客様には、『中央ろうぎん』ならびに協賛ハウスメーカーの双方より各種プレゼントを進呈いたします。

- ◆開催期間
二〇一〇年七月一日(木)～
二〇一〇年九月三〇日(木)
- ◆協賛ハウスメーカー
(五十音順)
- 住友林業(株)
 - 積水化学工業(株)
 - 積水ハウス(株)
 - 大和ハウス工業(株)
 - パナホーム(株)
 - ミサワホーム(株)



●「ろうぎんサマー住宅フェア2010」の対象条件

- ① 2010年7月～9月末までに住宅展示場へ来場し「クオカード交換チケット」※を提出する。
 - ② 2010年12月末までに協賛ハウスメーカーと建物建築請負契約を締結する。
 - ③ 2011年3月末までに中央ろうぎんの住宅ローンを利用する。
- ※ 「クオカード交換チケット」は各営業店又は住宅展示場の協賛ハウスメーカー事務所にあります。

●「ろうぎんサマー住宅フェア2010」参加者へのプレゼント

○<中央ろうぎん>からのプレゼント

対象条件①を 満たす方		対象条件①～③ 全てを満たす方
クオカード 1,000円分 プレゼント	「よくわかる 住宅ローン ガイド」	カタログギフト 5,000円 相当分



○<協賛ハウスメーカー>からのプレゼント

対象条件①を 満たす方	対象条件①と② を満たす方	対象条件①～③ 全てを満たす方
住宅展示場 ご来場者向け 粗品	本体見積価格の 3%割引	「JCB ギフトカード」 20万円分

※「他の限定特典との重複利用」「建売分譲住宅」「2010年6月30日迄の成約済み物件」は対象外とさせていただきます。(詳しくは、最寄の営業店やローンセンターへお問い合わせください。)

全労済

保障設計の基礎知識

人身傷害補償・搭乗者傷害補償

前号では、自動車補償の「相手方に対する補償」について、ご紹介させて頂いたいただきましたが、今号では、「ご自身および同乗者に対する補償」について、「人身傷害補償」と「搭乗者傷害補償」をご紹介したいと思います。

まず、「人身傷害補償」ですが、この補償は、ご自身やご家族が車に乗車中や歩行中に死傷した場合、『過失割合に関係なく』、保険・共済金額の範囲内で『認定された総損害額をお支払い』する補償となります。過失割合に関係なくお支払額が確定するため、示談前でも、治療費の心配をすることなく、治療に専念することができま。



一方、「搭乗者傷害補償」は、事故により負ったけがについて、けがの箇所・症状により、定められた額をお支払いする「部位症状別定額払い」と、入院・通院日数による「日額払い」に分類されます。いずれの場合にも、あらかじめ「定められた額」を受け取れますが、相手方との示談が成立するまでは、制度上、補償額の全額は受け取れない制度になっています。

「人身傷害補償」を付帯するようにおすすめておりますが、「搭乗者傷害補償」と併せて加入することで、併給されますので、より安心の補償になります。



自動車補償・基本補償編②

運転者の条件を確認しましょう

自動車保険・共済の仕組みでは、年齢条件など、運転者に応じて割引が受けられる制度があります。

例えば、三十歳以上の夫婦しか運転しない車であれば、「三十歳以上限定・家族限定」という条件を加えれば、掛金は従来の掛金よりかなり安くなります。年齢条件は、二一歳以上・二六歳以上・三十歳以上（三五歳以上）という区分けになっておりますので、ご自身および、契約している車の運転者に応じて、年齢設定を行うことで、保険料・共済掛金を抑えることができます。

また運転者を同居の親族に限定する「家族限定」や、主たる被保険者（被共済者）の子どもが車を運転する場合に付帯する、「子供特約」も、補償内容を変更せずに、掛金を抑える割引制度です。



このように、運転者の年齢条件などをご自身に合った内容にすることで、掛金を抑えることができます。ご自身の契約内容をもう一度確認してみたいかがでしょうか。もし、条件にあわないようならば、見直しを行いましょう。また、条件の範囲外の運転者がいる場合は、補償の対象外となりますので、早急に手続きを行い、適正な契約内容に修正しましょう。

全労済栃木県本部通常総代会並びに代表者会議開催のご報告

七月三十日にホテル東日本宇都宮において、全労済栃木県本部第三四回通常総代会・栃木県労働者共済生活協同組合第五二回通常総代会が開催されました。

本総代会では、理事会が提案した議題に対して、総代定数一五〇人のうち、総代一四三人（委任状二一人）の皆さまの熱心な討議のうえ、全議題が承認されました。また、退任役員の後任として、立川一男理事（佐野地区選出）が選出されました。



また、生協法改正の関係により、二〇一〇年度より、総代会の名称が代表者会議と名称変更となったため、二〇一〇年度計画についての審議は、全労済栃木県本部第一回代表者会議において確認されました。また、同時に、栃木県本部経営委員会において選任された経営委員が報告されました。

総代会表彰について

本総代会において、二〇〇九年度、特に顕著な活動をいただいた地区運営委員会および協力団体について、表彰をいたしました。表彰地区および、表彰団体は左記のとおりとなります。

- 一．地区運営委員会
 - ・塩那地区運営委員会
 - ・日光地区運営委員会
- 二．協力団体（敬称略）
 - ・MEMC労働組合



- ・萩島自動車共済会
- ・滝沢ハム労働組合
- ・烏山通運労働組合
- ・東武バス労働組合日光分会
- ・全農林労働組合とちぎ分会
- ・全建総連栃木県建設労働組合県南地区
- ・スタンレー電気労働組合宇都宮支部
- ・ホンダエレンシス労働組合
- ・タツミ労働組合

第二回地方労協協議会開催される

第二回地方労協協議会が八月二日（三日）にかけて東京（如水会館）で開催されました。

開会冒頭、笹森中央労福協会長から、①他事業団体との取り組みを進める中から運動の成果があらわれ、残念な結果となった②司法修習生の給付制廃止反対の取り組みについてあいさつがあった。

その後、高橋事務局長から①二〇一〇～二〇一一年度政策制度要求②改正貸金業法の完全施行③協同労働の協同組合法の動向④司法修習生の給付制廃止反対⑤国際協同組合年の対応について報告のあと、各ブロックから報告がされ確認した。引き続き、特別テーマとして、①関口税理士から、「公益法人制度改革に対する今後の対応について」②池本弁護士から「地方消費者行政の充実・推進に向け

て」の提起があり、質疑・意見交換をして、一日目を終了した。

二日目は、NPO法人ユースポート横浜・岩永理事長から「パーソナルサポート事業の実践に向けて」と題し提起があり、意見交換を行った。引き続き、ライフサポート事業の現状と課題について、①佐賀労協②愛媛労協③京都労協から設置一年間の課題について報告があり、その後、新潟労協ならびに山形労協から構成組織・団体との連携について報告がされ、質疑・意見交換を行なった。最後に、高橋事務局長から、これからの社会は絆、たすけあい、支え合いの時代になってきている。そう言う意味では、労働者の自主福祉事業が求められる時代になってきた。自分たちが新しい事業を創造し作っていく新しい公共の時代となってくる。お互いに頑張つて労協協運動を進めていくとのまとめを行い二日間の日程を終了した。

東照宮のあれこれ

第三弾



①石鳥居

東照宮の境内入口に立つ石鳥居は、御影石できており高さが9mと江戸時代の石鳥居としては日本最大級であります。

小さく見える東照大権現の額は、後水尾天皇の自筆で畳一枚分の大きさがあります。

石鳥居手前の十段の階段は、上に行くほど石段の幅が狭くなっており、下段と上段の幅の差が約1mもある。石段の高さも低くなつ

ており、下段と上段では約10cmの差がある。鳥居を遠く高く雄大に見せるため、遠近法を利用した工夫がされております。



陽明門

②想像の象



上神庫

東照宮の表門をくぐり前方左側に見える三神庫（さんじんこ）のひとつ、上神庫（かみじんこ）に施された象の彫刻。上神庫の屋根の下、参道に面した部分に、白と灰色の二頭の大きな象の彫刻がある。江戸時代の狩野派を代表する絵師・狩野探幽（かのうたんゆう）が、実物を知らずに想像だけで彫刻の下絵を描いたことから「想像の象」と呼ばれている。実際の象とは耳や尻尾の形が違っています。上神庫は重要な神宝類を

収蔵していたことから、「御宝蔵」と呼ばれていた。「蔵」と「象」の語呂合わせや洒落で、ここに象の彫刻が施されたのではないかと言われています。

③東照宮水屋

陽明門の手前、二の鳥居の左側にあるのが水屋。参拝者が参拝前に手と口を清めるための建物だが、極彩色と金色に輝き、まさに豪華絢爛。寛永十三年（一六三六）に建立されました。柱には銅板に彫金を施し、金箔を貼って造られた美しい飾り金具がついている。通常、飾り金具は木の柱に取り付けられるが、日光では石に取り付けられたことから「石に金物日光ばかり」という、珍しいものをたとえる諺が生まれた。屋根の西側の一端が切り落としてあり、「角切りの屋根」と呼ばれている。魔除けのため、一カ所だけ他と異なる仕様を施したのではないかという説と、杉の幹が屋根に当たるので切り落としという説がある。

今後の予定

八月

- 一九日～二〇日 NTT北関東総支部 定期大会
- 二三日 連合栃木総研理事会 第二回講演会
- 二四日 第一九七回福祉センター理事会
- 三二日～一日 東部労協幹事会・代表者会議・事業団体代表者会議

九月

- 三日 第四期福祉リーダー塾 フォローアップ
- 三〇日 連合栃木総研 第二六回通常総会
- 一〇月 七日～八日 事業団体代表者会議・地方労協協合同会議
- 九日 バレーボール大会
- 一四日 第二二回チャリティーゴルフ大会
- 一五日 福祉リーダー塾 カリキュラム委員会
- 一六日～二三日 軟式野球大会